

部品試験又は材料試験における分析項目について

技術基準省令に基づく資機材等からの浸出基準の項目（以下「浸出基準項目」という。）のうち、味、臭気、色度及び濁度については、すべての器具、部品又は材料について分析を行うこととなるが、その他の浸出基準項目に係る分析項目の選定に当たっては以下の考え方を参考とされたい。

1. 水と接する部品又は材料が金属であるもの

- (1) 当該部品又は材料が、J I S規格その他の規格（国際規格及び海外規格も含む。）において、すべての成分が規定されているものである場合は、原則として規定されている成分のうち浸出基準項目に該当するものについて分析を行う。
- (2) 当該部品又は材料が、(1)以外のものである場合は、浸出基準項目のうち浸出する可能性のあるものすべてについて分析を行う。なお、成分試験等により、部品、材料又はその原料に含有されていないことが証明されている場合又は補正後の浸出液の値が基準値の $1/10$ 以下であることが証明されている場合は、当該浸出基準項目について、資機材等試験告示に定める浸出液の分析は省略できる。

2. 水と接する部品又は材料が金属以外であるもの

浸出基準項目のうち浸出する可能性のあるものすべてについて分析を行う。なお、成分試験等により、部品、材料又はその原料に含有されていないことが証明されている場合又は補正後の浸出液の値が基準値の $1/10$ 以下であることが証明されている場合は、当該浸出基準項目について、資機材等試験告示に定める浸出液の分析は省略できる。